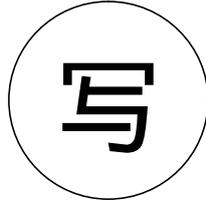


教育職員の給与に関する  
報告及び勧告

平成20年12月

山形県人事委員会





山人委 第 210 号

平成20年12月22日

山形県議会議長 阿部 信 矢 殿

山形県知事 齋藤 弘 殿

山形県人事委員会委員長 小野 勝

教育職員の給与に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、教育職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



## 報 告

学校教育法の改正により、本年 4 月から小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭等の新たな職を置くことができることとされた。

この度、本県教育委員会では、来年 4 月から副校長及び主幹教諭を設置することとし、本委員会に対して、その職の設置に伴う給与上の措置を講ずるよう要請がなされたところである。

本委員会において、その検討を行った結果は次のとおりである。

### 1 新たな職をめぐる動き

#### (1) 中央教育審議会の答申

平成 19 年 3 月、文部科学省に設置される中央教育審議会は、「今後の教員給与の在り方について」を答申した。

そのなかで、学校の組織運営体制の見直しとして、「校長を補佐する副校長、管理職を補佐する主幹教諭及び指導力に優れ他の教諭等への教育上の指導助言や研修に当たる指導教諭を整備すること」、また、その教員給与の在り方として、「主幹教諭又は指導教諭の職務に対応した新たな級を創設する等職務に応じた処遇を行うこと、副校長についても、職務に応じた処遇を行うことが望ましいこと」とされた。

#### (2) 学校教育法の改正

こうした中央教育審議会の答申などを踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭等の新たな職を設置することができるよう学校教育法が改正され、本年 4 月から施行された。

### 2 本県教育委員会において設置される新たな職

本県教育委員会においては、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、来年 4 月から高等学校に副校長を、小学校及び中学校に主幹教諭を設置することとした。

その職務に関する考え方は、次のとおりである。

(1) 副校長

副校長の職務は、学校教育法上、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定され、校長の命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができるものである。

(2) 主幹教諭

主幹教諭の職務は、学校教育法上、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。」と規定され、校長の命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理するとともに、他の教諭等に対して指示することができるものである。

3 給与に関する措置

副校長及び主幹教諭の設置に伴う教育職員の給与について、本委員会は次のように考える。

(1) 給料表

ア 副校長

副校長の職務の級については、その職務が、教頭と同様に、基本的には校長の命を受けて校務を遂行することから、現行の教頭と同じ3級とすることが適当である。

イ 主幹教諭

主幹教諭の職務の級については、その職務が、教諭と同様に、児童生徒への教育をつかさどる一方、担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、他の教諭に対して指示できるため、教諭とは職務の複雑、困難及び責任の度が異なることから、現行の3級（教頭）と2級（教諭）との間に新たに級を設けることが適当である。

なお、その給料表については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じて改定する必要がある。

(2) 管理職手当

副校長の管理職手当については、その職務の困難性を考慮し、所要の措置を講ずる必要がある。

(3) その他の給与に関する措置

その他の給与については、副校長及び主幹教諭の職務内容、他の教育職員との均衡等を踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、教育職員の給与について次のように措置することを勧告する。

### 給与改定

現行の教育職給料表(2)を別記のとおり改定すること。

### 改定の実施時期

この改定は、平成21年 4 月 1 日から実施すること。

別記

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100

	37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	348,100	373,800	
	39	219,100	249,900	350,100	375,400	
	40	220,800	252,700	352,100	377,000	
	41	222,600	255,500	354,100	378,700	
	42	224,400	258,100	355,900	380,300	
	43	226,200	260,700	357,700	381,900	
	44	228,000	263,300	359,500	383,500	
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	229,900	265,900	361,300	385,100	
	46	231,600	268,500	363,000	386,700	
	47	233,300	271,100	364,700	388,300	
	48	235,000	273,700	366,400	389,900	
	49	236,700	276,300	368,100	391,400	
	50	238,400	278,900	369,800	392,900	
	51	240,100	281,500	371,500	394,400	
	52	241,800	284,100	373,200	395,900	
	53	243,300	286,600	374,900	397,500	
	54	245,000	289,200	376,400	398,900	
	55	246,700	291,700	377,900	400,300	
	56	248,400	294,200	379,400	401,700	
	57	250,000	296,500	380,900	403,200	
	58	251,500	299,200	382,300	404,600	
	59	253,000	301,900	383,700	406,000	
	60	254,500	304,600	385,100	407,400	
61	256,100	307,100	386,500	408,700		
62	257,600	309,600	387,800	410,100		
63	259,100	312,100	389,100	411,500		
64	260,500	314,600	390,400	412,900		
65	261,800	317,000	391,700	414,100		
66	263,400	319,200	392,900	415,300		
67	265,000	321,400	394,100	416,500		
68	266,600	323,600	395,300	417,700		
69	268,300	325,900	396,500	418,800		
70	269,800	328,100	397,700	420,000		
71	271,300	330,300	398,900	421,200		
72	272,800	332,500	400,100	422,400		
73	274,100	334,700	401,300	423,400		
74	275,400	336,900	402,400	424,200		
75	276,700	339,100	403,500	425,000		
76	278,000	341,300	404,600	425,800		

77	279,400	343,300	405,700	426,700
78	280,600	345,200	406,700	427,500
79	281,800	347,100	407,700	428,300
80	283,000	349,000	408,700	429,100
81	284,300	350,800	409,700	429,900
82	285,500	352,600	410,500	430,600
83	286,700	354,400	411,300	431,300
84	287,900	356,200	412,100	432,000
85	289,000	357,900	412,900	432,700
86	290,000	359,600	413,700	433,400
87	291,000	361,300	414,500	434,100
88	292,000	363,000	415,300	434,800
89	293,100	364,700	416,100	435,500
90	294,000	366,100	416,800	436,200
91	294,900	367,500	417,500	436,900
92	295,800	368,900	418,200	437,600
93	296,500	370,400	418,900	438,100
94	297,300	371,700	419,600	
95	298,100	373,000	420,300	
96	298,900	374,300	421,000	
97	299,800	375,700	421,700	
98	300,600	376,800	422,300	
99	301,400	377,900	422,900	
100	302,200	379,000	423,400	
101	303,100	380,200	423,900	
102	303,600	381,300	424,500	
103	304,100	382,400	425,100	
104	304,600	383,500	425,600	
105	305,100	384,500	426,100	
106	305,500	385,500	426,700	
107	305,900	386,500	427,300	
108	306,300	387,500	427,800	
109	306,500	388,400	428,300	
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		

117	309,100	395,900			
118	309,400	396,700			
119	309,700	397,500			
120	310,000	398,300			
121	310,200	399,100			
122	310,500	399,900			
123	310,800	400,700			
124	311,100	401,500			
125	311,300	402,200			
126		402,900			
127		403,600			
128		404,300			
129		405,100			
130		405,800			
131		406,500			
132		407,200			
133		407,700			
134		408,300			
135		408,900			
136		409,500			
137		409,900			
138		410,500			
139		411,100			
140		411,700			
141		412,100			
142		412,700			
143		413,300			
144		413,900			
145		414,300			
146		414,900			
147		415,500			
148		416,100			
149		416,500			
再任用職員	226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考 (1) この表は、市町村立の小学校及び中学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。